項」と、「第30条の６第１項」とあるのは「第30条の５第１項」と、第37条第１項第２号中「第30条の23」とあるのは「第30条の10第４項」と、「第30条の34」とあるのは「第30条の39」とする。

２　この定款の施行の日から行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律附則第３号に掲げる規定の施行の日の前日までの間におけるこの定款の規定の適用については、第１条、第22条第２号、第30条第２項及び第37条第１項第３号中「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律」とあるのは「電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律」と、第22条第２号中「処理することとされている事務」とあるのは「同法第34条第１項に規定する指定認証機関が処理することとされている事務」と、第30条第２項中「第44条第１項」とあるのは「第20条第１項」と、第37条第１項第３号中「第60条及び第67条第１項」とあるのは「第53条第２項並びに第34条第４項及び第５項」とする。

（費用の負担に係る経過措置）

第６条　機構は、第37条第１項各号に定める収入のほか、当分の間、地方公共団体及び地方行政に関係がある団体として理事長が別に定めるもの（以下「地方公共団体等」という。）の一般事業負担金及び個別事業負担金を機構の運営に要する費用に充てることができる。

２　前項に定める一般事業負担金は、第22条第５号から第７号まで及び第９号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務に係る複数のサービスを包括的に受けることに対して地方公共団体等が負担する金銭として理事長が別に定めるものとする。

３　第１項に定める個別事業負担金は、第22条第５号から第７号まで及び第９号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務に係る個別のサービスを受けることに対して地方公共団体等が負担する金銭として理事長が別に定めるものとする。

第７条　機構は、第37条第１項各号に定める収入並びに前条第１項に規定する一般事業負担金及び個別事業負担金のほか、次の各号に掲げる交付金を当該各号に定める日の前日までの間、機構の運営に要する費用に充てるものとする。

⑴　住民基本台帳法第30条の20第１項に規定する交付金　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日

⑵　電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律第44条第１項に規定する交付金　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律附則第３号に掲げる規定の施行の日

企業年金基金変更公告

三井住友信託銀行企業年金基金の事務所の所在地に変更があったので、確定給付企業年金法第15条及び確定給付企業年金法施行令第９条の規定により次のように公告する。

１．新事務所の所在地　東京都港区芝三丁目33番１号

２．旧事務所の所在地　大阪府大阪市中央区北浜四丁目５番33号

３．変更年月日　平成26年４月１日

平成26年４月１日

三井住友信託銀行企業年金基金

理事長　横田　　顕

企業年金基金解散公告

当企業年金基金は厚生労働大臣の認可を受け解散したので、次のとおり公告します。

１．基金の名称　厚生年金事業振興団企業年金基金

２．事務所の所在地　東京都新宿区新宿５丁目５番10号

３．実施事業所の名称及び所在地　登別厚生年金病院　北海道登別市、東京厚生年金病院　東京都新宿区、一般財団法人厚生年金事業振興団　東京都新宿区、厚生年金事業振興団健康保険組合　東京都新宿区、厚生年金事業振興団企業年金基金　東京都新宿区、東京厚生年金看護専門学校　東京都新宿区、湯河原厚生年金病院　神奈川県足柄下郡湯河原町、大阪厚生年金看護専門学校　大阪府大阪市福島区、大阪厚生年金病院　大阪府大阪市福島区、玉造厚生年金病院　島根県松江市、九州厚生年金病院　福岡県北九州市八幡西区、湯布院厚生年金病院　大分県由布市、湯布院厚生年金保養ホーム　大分県由布市、湯河原厚生年金保養ホーム　神奈川県足柄下郡湯河原町、玉造厚生年金保養ホーム　島根県松江市

４．解散の理由　確定給付企業年金法第85条第１項による。

５．解散認可日　平成26年３月31日

平成26年４月１日

東京都新宿区新宿５丁目５番10号

厚生年金事業振興団企業年金基金

理事長　吉原　健二

企業年金基金清算人就任公告

当企業年金基金は確定給付企業年金法第85条第１項により解散しましたので、施行令第59条に基づき次のとおり公告します。

１．清算人氏名　吉原　健二

２．住所　東京都中野区上鷺宮２丁目24番28号

平成26年４月１日

厚生年金事業振興団企業年金基金

理事長　吉原　健二

懲戒の処分公告

弁護士法第64条の６第３項の規定により下記のとおり公告します。

記

１　処分をした弁護士会　大阪弁護士会

２　処分を受けた弁護士

氏　　名　西浦　一成

登録番号　14934

事 務 所　大阪府大阪市北区西天満４―７―１北ビル１号館５階508

西浦法律事務所

３　処分の内容　戒告

４　処分が効力を生じた年月日

平成26年３月５日

平成26年３月13日　　日本弁護士連合会

懲戒の処分公告

弁護士法第64条の６第３項の規定により下記のとおり公告します。

記

１　処分をした弁護士会　兵庫県弁護士会

２　処分を受けた弁護士

氏　　名　宮野　皓次

登録番号　16934

事 務 所　兵庫県神戸市中央区多聞通２―１―12第２法友会館６階

宮野皓次法律事務所

３　処分の内容　業務停止２月

４　処分が効力を生じた年月日

平成26年３月10日

平成26年３月13日　　日本弁護士連合会

弁護士名簿登録・登録換え・登録取消し

平成26年２月中処理の登録・登録換え・登録取消しは次のとおりにつき弁護士法第19条の規定により公告します。

登録

（月　日）	（登録番号）	（所属会）	（氏　名）
２月１日	49904	第一東京	佐藤　尋亮
１日	49905	滋　賀	清水　脩
１日	49906	兵庫県	神吉　正則
１日	49907	仙　台	吉野　秀信
１日	49908	第一東京	加藤　寛久
１日	49909	〃	足高　伴成
１日	49910	〃	髙橋　正裕
１日	49911	第二東京	大串真智子
１日	49912	横　浜	荒岡　恵子
１日	49913	〃	雫田　直輝
１日	49914	〃	角井　駿輔
１日	49915	〃	江﨑　智彦
１日	49916	〃	砂山　麗
１日	49917	〃	松島新之介
１日	49918	秋　田	小泉美佐都
１日	49919	第二東京	大滝　恭弘
１日	49920	〃	嶋崎　満久
１日	49921	〃	小澤　宏樹
１日	49922	大　阪	政野　猛
１日	49923	〃	赤井利栄子
１日	49924	〃	西平　守和
１日	49925	〃	隅田　唯
１日	49926	〃	岡村　峰子
１日	49927	〃	服部　正徳
１日	49928	〃	小木　丈生
１日	49929	〃	武中　崇
１日	49930	〃	太刀掛祐一
１日	49931	〃	金丸　健夫
１日	49932	〃	原　智子
１日	49933	〃	中原明日香
１日	49934	岐阜県	田中　了照
１日	49935	埼　玉	上田　和恵
１日	49936	〃	銭場　俊一
１日	49937	〃	渡邉　健二